

牛久市契約規則（抜粋）

（前金払の制限等）

- 第48条 市長は、前払金保証事業法第2条第1項に規定する公共工事（以下「公共工事」という。）のうち、保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、契約の定めるところにより当該経費の10分の4に相当する額の範囲内で前金払をすることができる。
- 2 市長は、公共工事であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項各号に掲げる要件を満たすもののうち、保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、契約の定めるところにより当該経費の10分の2に相当する額の範囲内で、前項の規定により既にした前金払に加えて前金払をすることができる。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、前払金の割合を制限し、又は前払金を支払わないことができる。
- (1) 市の財政がひっ迫し、又はひっ迫することが予想される時。
 - (2) 1件の設計金額が、500万円未満の公共工事を発注するとき。
 - (3) 正当な理由がなく公共工事の履行について遅延のある者又は過去において著しく遅延を繰り返した者が公共工事を行うとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合を除くほか、市長が前払金を支払う必要がないと認めるとき。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定により前金払をしたものについては、契約の変更により契約金額が著しく増加又は減少したときは、その増減の割合に従って相当額の前払金を増額し、又は返還させる旨の約定をすることができる。
- 5 第1項及び第2項の規定により前払金の請求をしようとする者は、保証事業会社が交付する保証証書を市に寄託しなければならない。